

安田女子大学学位規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項並びに安田女子大学学則第12条第2項及び安田女子大学大学院学則第18条第3項の規定に基づき、安田女子大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位の種類及び専攻分野の名称

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

(1) 学士の学位

学 部	学 科	専攻分野の名称
文学部	日本文学科 書道学科 英語英米文学科	文学
教育学部	児童教育学科 幼児教育学科	教育学
心理学部	現代心理学科 ビジネス心理学科	心理学
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科 国際観光ビジネス学科 公共経営学科	現代ビジネス学
家政学部	生活デザイン学科 管理栄養学科 造形デザイン学科	家政学
薬学部	薬学科	薬学
看護学部	看護学科	看護学
理工学部	生物科学科 情報科学科 建築学科	生物科学 情報科学 建築学

(2) 修士の学位

研究科・課程	専 攻	専攻分野の名称
文学研究科博士前期課程	日本語学日本文学専攻 英語学英米文学専攻 教育学専攻	文学
家政学研究科修士課程	健康生活学専攻	家政学
看護学研究科博士前期課程	看護学専攻	看護学

(3) 博士の学位

研究科・課程	専 攻	専攻分野の名称
文学研究科博士後期課程	日本語学日本文学専攻 英語学英米文学専攻 教育学専攻	文学
薬学研究科博士課程	薬学専攻	薬学
看護学研究科博士後期課程	看護学専攻	看護学

第3章 学士の学位

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学の学部を卒業した者に対し行うものとする。

(学士の学位を授与する時期)

第4条 学士の学位を授与する時期は、原則として学年末における学位授与式の日とする。ただし、当該学生の単位の修得状況等により、別の時期とすることがある。

(学士の学位記の授与)

第5条 学長は、第3条に規定する者に対し、学位記を授与する。

第4章 修士の学位

(修士の学位授与の要件)

第6条 修士の学位の授与は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に対し行うものとする。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出)

第7条 前条の規定により修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の審査を申請することができる学生は、当該研究科の課程及び専攻において定められた修了に必要な単位（以下「所定の単位」という。）を修得した者（当該修士論文等の審査が終了する時点までに当該所定の単位を修得する見込みがあると当該研究指導教員（研究指導及び授業担当適格者の資格を有する教員をいう。以下同じ。）及び専攻長が認める者を含む。）とする。

2 前項の規定により修士論文等の審査を申請しようとする学生は、当該研究指導教員（複数の研究指導教員がいる場合には、当該研究指導教員全員とする。以下同じ。）、専攻長及び研究科長（以下「研究科長等」という。）の確認を経て、所定の書類に修士論文等を添えて、所定の期日までに学長宛てに提出するものとする。

(修士論文等の審査委員会)

第8条 学長は、修士論文等の受理したときは、学位に付記する専攻分野の名称により、速やかに研究科委員会に審査を付託する。

2 当該研究科委員会は、前項の規定による審査の付託を受けて、当該修士論文等の審査及び最終試験に関する事項を行わせるため、審査委員会を設置する。

3 学長は、前2項の規定に基づき、当該研究科の専攻・課程担当の研究指導教員のうちから3名以上の審査委員会審査委員を、当該研究科委員会の意見を聴いた上で、決定する。

4 審査委員会に主査を置き、審査委員のうちから学長が指名する。

(修士論文等の審査基準)

第9条 修士論文等の審査は、申請者自らが行った研究を主たる内容として、次の各号のいずれかの審査基準により行うものとする。

(1) 申請者自らによって書かれた普遍的・論証的等学術価値を含んでいること。

(2) 当該学問領域における修学成果を示す適切な総合情報を含み、かつ、論理的にまとめられていること。

2 研究科委員会は、あらかじめ学長の承認を得て、前項の審査基準に、当該研究科・専攻の専門性に沿った審査基準を加えることができるものとする。この場合において、当該研究科長は、学長の承認を得た後に、速やかに当該研究科委員会に報告するものとする。

(修士論文等の公開発表会)

第10条 当該研究科長は、当該修士論文等を提出した学生に係る公開発表会を実施するものとする。

2 当該研究科長は、前項の規定による当該修士論文等に係る公開発表会の実施方法及び時期等について、当該研究科委員会の意見を聴いて、その都度定めるものとする。

(修士論文等の最終試験)

第11条 審査委員会は、当該修士論文等の内容及びこれに関連ある専門分野の科目について、筆記又は口頭により最終試験を行うものとする。

2 前項に規定する最終試験の結果については、合格又は不合格とする。

(修士論文等の審査期間)

第12条 修士論文等の審査及び最終試験は、提出者の在学期間中に終了するものとする。

(修士論文等の審査結果の報告)

第13条 審査委員会は、当該修士論文等の審査及び最終試験を終了したときは、速やかに当該修士論文等の審査の要旨及び最終試験の結果の要旨並びに判定の結果を記載した修士論文等審査報告書を当該研究科委員会に提出しなければならない。

2 前項の修士論文等審査報告書の判定の結果については、合格又は不合格とする。

(修士論文等の審査結果の報告に係る判定)

第14条 研究科委員会は、前条の修士論文等審査報告書が提出された場合には、修士の学位を授与することの可否について判定するものとする。

2 前項の規定により判定を行う場合には、当該研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ出席した構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 当該研究科長は、前2項の規定による判定を行った結果を、速やかに書面で学長宛てに報告するものとする。

(修士の学位の授与の決定等)

第15条 学長は、前条の規定による当該研究科委員会の判定結果を聴いた上で、当該学生に対する修士の学位の授与の可否を決定するとともに、学位記を授与する。

2 学長は、修士の学位を授与できないと決定した当該学生に対して、その旨を通知する。

(修士の学位を授与する時期)

第16条 修士の学位を授与する時期は、原則として学年末における学位授与式の日とする。ただし、当該学生の単位の修得状況等により、学年暦における前期の末日とすることがある。

2 標準修業年限を超えて在学している学生に係る修士の学位を授与する時期については、前項の規定にかかわらず、原則として当該審査を終了した日とする。

第17条 削除

第5章 博士の学位

(博士の学位授与の要件)

第18条 博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に対し行うものとする。

2 博士の学位の授与は、前項の規定にかかわらず、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(大学院の課程による学生の博士論文の提出)

第19条 前条第1項の規定により博士論文の審査を申請することができる学生は、当該研究科及び専攻において所定の単位を修得した者（当該論文の審査が終了する時点までに当該所定の単位を修得する予定があると当該研究指導教員及び専攻長が認める者を含む。）とする。

2 前項の規定により博士論文の審査を申請しようとする学生は、当該研究科長等の確認を経て、所定の書類に博士論文を添えて、所定の期日までに学長宛てに提出するものとする。

(大学院の課程を経ない者の博士論文の提出)

第20条 第18条第2項の規定により博士論文の審査を申請しようとする者は、学位に付記する専攻分野の名称を指定して、所定の書類に博士論文を添えて、学長宛てに申請するものとする。

(博士論文の申請書類等)

第21条 前2条の規定により提出する博士論文は、自著1編とする。ただし、参考として他の論文等を添付することができるものとする。

2 審査のため必要があるときは、博士論文の副本、訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

3 前項の規定により一旦提出された博士論文（参考として添付された他の論文等を含む。）は、返付しないものとする。

(博士論文の受理)

第22条 学長は、前3条の規定により博士論文が提出されたときは、当該博士論文を受理するか否かについて、学位に付記する専攻分野の名称により、当該研究科委員会小委員会の意見を聴いた上で、受理の可否を決定するものとする。

2 学長は、前項に規定する受理の可否を決定したときは、当該申請者にその旨を速やかに通知するものとする。

(博士論文審査料の納付)

第23条 第20条の規定により博士論文の審査を申請した者で、前条第2項の規定により受理が可と決定されたもの（以下「論文博士学位審査対象者」という。）は、次の表に掲げる博士論文審査料を速やかに納付するものとする。

論文博士学位審査対象者の区分		博士論文審査料
単位修得退学者	退学後5年以内の者	免除
	退学後5年を超える者	50,000円
本学園の常勤の職員		50,000円
その他の者		200,000円

(備考) 単位修得退学者とは、本学大学院の博士課程又は博士後期課程に当該標準修業年限以上在学した者で、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた後に退学したものとする。

2 前項の規定により納入された博士論文審査料は、理由の如何にかかわらず、返還しないものとする。

(博士論文の審査委員会)

第24条 学長は、第22条の規定により博士論文の受理が可と決定したときは、学位に付記する専攻分野の名称により、速やかに研究科委員会に審査を付託するものとする。ただし、論文博士学位審査対象者については、前条第1項に規定する博士論文審査料の納付を確認した後に、速やかに審査を付託するものとする。

2 当該研究科委員会は、前項の規定による審査の付託を受けて、当該博士論文の審査及び最終試験に関する事項を行わせるため、

速やかに審査委員会を設置するものとする。

- 3 学長は、前2項の規定により、当該研究科・専攻担当の研究指導教員のうちから3名以上の審査委員会審査委員を、当該研究科委員会の意見を聴いた上で、決定するものとする。
- 4 学長は、必要と認めたときは、前項に規定する研究指導教員以外の者で、次の各号のいずれかに該当するものを審査委員に加えることができるものとする。
 - (1) 本学大学院の他の研究科担当の研究指導教員
 - (2) 本学大学院において研究指導を担当したことのある者
 - (3) 他大学の大学院の研究指導担当者又は研究所等の教員等
- 5 審査委員会に主査を置き、審査委員のうちから学長が指名する。
(博士論文の審査基準)

第25条 博士論文の審査は、申請者自ら行った研究を主たる内容として、次の各号のすべての審査基準により行うものとする。

- (1) 申請者自らによって書かれた独創性、創造性、新規性及び論証性等の高い学術的価値を含んでいること。
 - (2) 当該学問領域における修学成果を示す適切な総合情報を含むもので、かつ、論理的にまとめられていること。
- 2 前項の審査基準に、当該研究科・専攻の専門性に沿った審査基準を加える場合の取扱いについては、第9条第2項の規定を適用する。
(博士論文の公開発表会)

第26条 当該研究科長は、当該博士論文を提出した者に係る公開発表会を実施するものとする。

- 2 当該研究科長は、前項の規定による当該博士論文に係る公開発表会の実施方法及び時期等について、当該研究科委員会の意見を聴いて、その都度定めるものとする。
(博士論文の最終試験)

第27条 審査委員会は、当該博士論文の内容及びこれに関連ある専門分野の科目について、筆記又は口頭により最終試験を行うものとする。

- 2 論文博士学位審査対象者に対しては、前項に規定する試験に加え、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するかどうかについて確認するため、原則として1種類の外国語の試験を筆答試験又は口頭試験により行うものとする。ただし、大学院の博士課程又は博士後期課程に当該標準修業年限以上在学した者で、所定の単位を修得し退学後5年以内のものについては、外国語の試験を免除することができるものとする。
- 3 前2項に規定する最終試験の結果について、合格又は不合格とする。
(博士論文の審査及び最終試験の終了期限)

第28条 第19条第2項の規定による博士論文についての審査及び最終試験は、当該学生の在学期間中に終了するものとする。ただし、当該標準修業年限を超えて在学している学生については、提出後速やかに終了するものとする。

- 2 論文博士学位審査対象者に係る博士論文の審査及び最終試験は、当該学位申請を受理したときから6か月以内に終了するものとする。ただし、学長は、特別な事由があると認められるときは、当該研究科委員会小委員会の意見を聴いた上で、その期間を延長することができるものとする。
(博士論文の審査結果の報告)

第29条 審査委員会は、当該博士論文の審査及び最終試験を終了したときは、速やかに当該博士論文の審査の要旨及び最終試験の結果の要旨並びに評価を記載した審査委員会審査報告書を当該研究科委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の審査委員会審査報告書の判定については、合格又は不合格とする。
(博士論文の審査結果の報告に係る判定)

第30条 研究科委員会は、前条の審査委員会審査報告書が提出された場合には、博士の学位を授与することの可否について無記名投票により、判定するものとする。

- 2 前項の規定による判定を行う場合の取扱いについては、第14条第2項の規定を適用する。
- 3 研究科委員会は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは、第24条第4項各号に規定する審査委員を当該博士論文の判定に加えることができるものとする。
- 4 当該研究科長は、前3項の規定による判定を行った結果を、速やかに書面で学長宛てに報告するものとする。
(博士の学位の授与の決定等)

第31条 学長は、前条の規定による当該研究科委員会の判定の結果を聴いた上で、当該申請者に対する博士の学位の授与の可否を決定するとともに、学位記を授与する。

- 2 学長は、博士の学位を授与できないと決定した当該申請者に対して、その旨を通知する。
(博士の学位を授与する時期)

第32条 博士の学位を授与する時期は、原則として学年末における学位授与式の日とする。ただし、当該学生の単位の修得状況等により、学年暦における前期の末日とすることがある。

- 2 標準修業年限を超えて在学している学生に係る博士の学位を授与する時期については、前項の規定にかかわらず、原則として当該審査を終了した日とする。
- 3 論文博士学位審査対象者に係る博士の学位を授与する時期は、前2項の規定にかかわらず、原則として当該審査を終了した日とする。

第33条 削除

(博士論文の要旨等の公表)

第34条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第35条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。この場合において、本学は、当該者に対して必要な協力を行うものとする。
- 4 博士の学位を授与された者は、第1項の規定により当該論文の全文を公表するときにあっては当該博士論文に「安田女子大学審査学位論文（博士）」と、第2項の規定により当該博士の学位授与に係る論文の内容の要約を公表するときにあっては当該博士論文の要約に「安田女子大学審査学位論文（博士）の要約」と、それぞれ付記するものとする。

(博士の学位授与の報告)

第36条 学長は、本学が博士の学位を授与したときは、学位簿に登録するとともに、速やかに所定の様式により文部科学大臣に報告するものとする。

第6章 雑則

(学位の名称)

第37条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「安田女子大学」と付記するものとする。

(修士又は博士の学位授与の取消し)

第38条 学長は、本学において修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該研究科委員会の意見を聴いて、既に授与した修士又は博士の学位を取り消し、当該学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士又は博士の学位を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 研究科委員会において、前項の規定による審議を行う場合は、当該研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 本学は、前2項の規定による学位の取消しを行ったときは、速やかに公表するものとする。

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 安田女子大学学位規程（平成4年2月6日制定）は、廃止する。

附 則

この改正規程は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成8年3月31日までに入学した者については、従前の規定による。

附 則

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に文学部の児童教育学科及び心理学科に在籍している学生の学位に付記する専攻分野の名称については、この規程による改正後の第2条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成25年10月3日から施行し、この規程による改正後の安田女子大学学位規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 新規程第13条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 新規程第14条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程による改正後の安田女子大学学位記規程（以下「新規程」という。）の施行の際、現に心理学部心理学科に在学している学生に授与する学位及び学位に付記する専攻分野の名称については、新規程第2条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新規程の施行の際、現にこの規程による改正前の安田女子大学学位規程（以下「旧規程」という。）の規定により学位に係る審査が継続されている者に係る審査方法等については、なお従前の例による。この場合において、当該研究科委員会の承認を得て、新規程の規定を適用することができるものとする。
- 4 新規程の施行の際、現に旧規程の規定により授与されている学位及び様式については、新規程別記様式の規定によりそれぞれ授与又は交付されているものとみなす。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行し、この規程による改正後の安田女子大学学位記規程の規定は、2020年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。